

環境保全米ネットワーク

文書番号 27-4

手数料等(臨時調査手数料)

版	制定日・改定日	改定箇所	改定内容
1	2006年4月1日	—	新規制定
2	2007年5月28日	ヘッダ/フッタ	表示方法見直しによる改訂
3	2010年4月1日	区分、項目、料金、 注釈、注記	加工区分、基本料改定、施設・ほ場の 場合分け、判定料新設、記載項目追加
4	2011年4月15日	別表4	小分け業者の項目追加 2の項目一部改訂
5	2014年3月3日	別表4	内税方式→外税方式に変更
6	2017年5月19日	別表4	実地審査手数料にキャップ制設定
7	2018年4月1日	規程全体	JAS 法改正に対応するため、本文の 「認定」を「認証」に置き換え
8	2019年5月31日	別表4	有機料理を提供する飲食店等の管理 方法の料金を追加
9	2021年3月16日	別表4	農福連携 JAS 業務実施のため改訂

別表 4

臨時調査手数料

(消費税別)

認証区分	項目	内訳	料金	備考	
認証有機農産物 生産行程管理者	臨時調査基本料		10,000 円	旅費・宿泊費は 実費 (注 5)	
	臨時調 査実地 手数料	施設を調査 する場合	1 時間あたり (注 1)		3,000 円×人 (注 2)
		ほ場を調査 する場合 (注 3)	実地審査手数料 面積 199a 以下		300 円 ×面積(a)
			200a 以上 999a 以下		60,000 円
			1,000a 以上		80,000 円
臨時調査書類審査及 び判定料	該当する生産者 1 名あたり	15,000 円			
認証有機加工食品 生産行程管理者	臨時調査基本料		10,000 円	旅費・宿泊費は 実費 (注 5)	
	臨時調査実地手数料	1 時間あたり (注 1)	2,000 円×人 (注 2)		
	臨時調査判定料	担当者 1 名あたり (注 4)	5,000 円		
有機農産物又は有 機加工食品の 認証小分け業者	臨時調査基本料		10,000 円	旅費・宿泊費は 実費 (注 5)	
	臨時調査実地手数料	1 時間あたり (注 1)	2,000 円×人 (注 2)		
	臨時調査判定料	担当者 1 名あたり (注 4)	5,000 円		
有機料理を提供す る飲食店等の管理 方法に係る取扱業 者	臨時調査基本料		10,000 円	旅費・宿泊費は 実費 (注 5)	
	臨時調査実地手数料	1 時間あたり (注 1)	2,000 円×人 (注 2)		
	臨時調査判定料	担当者 1 名あたり (注 4)	5,000 円		
障害者が生産行程 に携わった食品の 生産行程管理者・小 分け業者	臨時調査基本料		10,000 円	旅費・宿泊費は 実費 (注 5)	
	臨時調査実地手数料	1 時間あたり (注 1)	2,000 円×人 (注 2)		
	臨時調査判定料		5,000 円		

1：審査員による実地調査を伴わない臨時調査は、臨時調査に関する費用を請求しない。

臨時の実地調査を開始した時点で、基本料が申請事業者単位で発生する

2：認証事業者の年次調査と臨時調査を同時に行う場合、臨時調査基本料と書類審査及び判定料、

旅費交通費については請求しない。ただし、グループの構成員（生産者）の増加に関しては、臨時調査実地手数料と書類審査及び判定料の請求を行う

- (注1) 臨時調査は、最低単位を1時間とする。以降調査時間30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする
- (注2) 人は、当該調査にあたる審査員の数
- (注3) 臨時調査で、ほ場を調査する場合には、該当する生産者（個人）単位で以下の基準を適用して面積を算出する
- ・最低単位は10a
 - ・調査合計面積の小数点以下を切り捨て
- グループの場合は該当する構成員ごとに上記基準の数値を算出し、合計する。
- (注4) 担当者とは、有機加工食品生産行程管理者については生産行程管理担当者と格付担当者、小分け業者については小分け担当者と格付表示担当者が、有機料理を提供する飲食店等の管理方法に係る取扱業者は運営責任者、調理担当者、顧客対応責任者が該当する
- (注5)
本会旅費規程による